

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第150号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成25年8月1日（木） 15時08分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港の飾磨西防波堤東灯台南東方沖 飾磨西防波堤東灯台から真方位148°230m付近 （概位 北緯34°45.6′ 東経134°39.1′）
事故等調査の経過	平成25年10月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{たかわ} 隆和Ⅱ世、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	260-38841兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、遊走の目的で姫路港網干第1区の係留場所を出発し、同港飾磨第1区の目的地に向かっていたところ、平成25年8月1日15時08分ごろ、飾磨西防波堤東灯台南東方沖の飾磨航路内で船外機が停止し、漂泊状態となった。</p> <p>船長は、燃料がなくなったことに気付き、海上保安部へ118番通報して救援を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、姫路港飾磨第1区の船だまりにえい航され、燃料油の補給を行って帰途につき、18時00分ごろ係留場所に到着した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好
その他の事項	<p>本船は、長さ5.95mのFRP製プレジャーボートであり、出力58.8kWの電気点火式ガソリン機関の船外機を装備し、甲板上に容量約20ℓの燃料タンクを2個備えていた。</p> <p>本船は、平成25年2月に所有者の名義が父親から船長に変更され、本インシデント時、新たに所有者となった船長が、船舶検査も受けなければいけないと思い、父親を同乗させて試験航行を兼ねた遊走を行っていた。</p> <p>船長は、本インシデント当日まで船長として本船に乗船したことがなく、付近の航路状況及び本船の船外機の燃費がどの位かなどについて、知らなかった。</p> <p>船長は、出発する際、燃料油の残量を確認し、片方の燃料タンクの</p>

	<p>底部に少し燃料油が残っている状況であったが、父親に目的地まで到達できるか尋ねたところ、行けるであろうとの返事があり、また、目的地に着けば、近くのガソリンスタンドで燃料油が買えると考え、補給せずに出発することとした。</p> <p>船長は、船外機が停止した際、停止時の状況から、燃料油がなくなったことにすぐ気付いた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、飾磨西防波堤東灯台南東方沖を遊走中、燃料タンクの燃料油がなくなったことから、燃料油の供給が途絶えて船外機が運転できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が飾磨西防波堤東灯台南東方沖を遊走中、燃料タンクの燃料油がなくなったため、燃料油の供給が途絶えて船外機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料油単位体積当たりの航走可能距離を把握しておくこと。 ・ 出発する際には、航走計画に基づき、不測の事態を考慮して余裕のある燃料必要量を算出し、燃料タンクを確認して足りない場合は補給すること。